

# 令和8年度ランドセル来館（愛称：ランらん）利用申込のご案内

児童が放課後に安全・安心に過ごすことができる居場所づくり事業の一つとして、登録することで、小学校から一旦自宅に帰宅することなく、直接児童館へ来館できる事業です。

## 1. 利用対象

尾張旭市立小学校に就学する児童のうち、令和8年度に3～6年生になる児童

※ 児童クラブ・学童クラブとランドセル来館の同時利用はできません。

## 2. 利用できる日時等

月～金曜日（学校休業日・学校給食がない日を除く）の授業終了後～午後4時30分

※ ランドセル来館中は、原則、館内で過ごします。帰宅は安全のために時間を区切り、可能な限りグループで帰宅します。

## 3. 利用申込

裏面「ランドセル来館利用申込書兼同意書」に必要事項を記載のうえ、利用を希望する前月の10日までに、市役所こども課へ直接お申し込みください。

※ 定員を超過している場合は、希望日からご案内できないことがあります。

## 4. 利用決定

申込内容を審査後、郵送でお知らせします。

## 5. 利用料

無料

## 6. 同意事項

- ① 児童クラブや学童クラブのような預かりの場ではなく、放課後の居場所を提供する事業です。
- ② 児童館への来館や帰宅にあたっては、お子さんと寄り道をしない約束をする等、安全確保への配慮をお願いします。
- ③ 本事業の利用に当たり、発達に応じた支援を目的として、保護者や関係機関にお子さまの様子について伺う場合があります。また、ランドセル来館の利用状況で、お子さんに危険が生じる可能性があると判断した場合等については、ランドセル来館の利用決定の取消すことがあります。

## 7. その他

- ① ランドセル来館事業は年度単位を基本としますので、年度ごとに申し込みが必要です。
- ② 児童館は原則、飲食禁止です。（水分補給のための、飲水は可。）

## 8. お知らせ～令和8年度から一部運用を変更します～

令和7年度まで、ランドセル来館登録者で要件を満たす方は、学校長期休業期間等の館内での昼食（お弁当）を可としていましたが、児童福祉施設に求められる食の安全体制に対し、現在の児童館の体制等で十分に対応することが困難であるため、令和8年度から廃止させていただきます。

学校長期休業期間中に、児童の預かりが必要な場合は、児童クラブの利用をご検討ください。令和8年度より、学校長期休業期間に限って、小学校区を越えた児童クラブの入所調整を行い、利用希望者をいずれかの児童クラブで受け入れます。（新年度の春休み期間は除く）



### 【問い合わせ先】

尾張旭市役所こども子育て部こども課

電話 0561-76-8146（直通）

0561-53-2111（代表）

内 線 476